

手賀沼農地防災事業
小森用水路工事（その３）

特 別 仕 様 書
（当初）

第1章 総則

手賀沼農地防災事業小森用水路工事（その3）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は国営手賀沼土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための管水路を敷設するものである。

2. 工事場所

千葉県白井市平塚地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

管水路工 $\phi 700$ L = 107.399m

SL= 107.399m

$\phi 600$ L = 106.116m

SL= 106.116m

施工始点 $\phi 700$ 2N0.0+15.821(配2 IP.8+4.389)

$\phi 600$ 2N0.0+15.190(配1 IP.8+5.764)

施工終点 $\phi 700$ 2N0.2+18.725(配2 IP.16+10.492)

$\phi 600$ 2N0.2+17.709(配1 IP.16+9.957)

内訳

管水路 ダクタイル鋳鉄管 ALW形2種 呼び径 $\phi 700\text{mm}$ L=107.399m

$\phi 600\text{mm}$ L=106.116m

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事は、令和8年9月以降に着手し、令和9年3月10日までに完成させなければならない。

2. 作業時間の制限

現場への資機材の搬入については、8時00分から17時までの間に行うものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 工事を施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から翌日の午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議する。

6. 交通制限

施工箇所の白井市道 13-042 号線、13-043 号線及び山際道路(市道路用地)については、通行止めによる施工とする。

7. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2. 隣接地に対する措置

(1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないように配慮しなければならない。特に地盤改良の改良体が圃場内の暗渠に影響を与えないようにすること。

(2) 本工事周辺部の既設構造物、農地、馬入れについては、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、測定の基準点については、引照点を設け、復元できるようにする。

農地については、地権者との立会いのもと各圃場で 1 カ所ずつ表土の厚さと標高を確認するものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について、監督職員と協議しなければならない。

3. 第三者に対する措置

(1) 公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

(2) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

3) 騒音・振動基準は、白井市公害防止条例に準拠するものとし、工事用地と民地の境界において、騒音基準値を 85dB、振動基準値を 75dB 未満とするが、これを超える場合は、作業を中止し監督職員と協議するものとする。

(3) 本工事において、濁水処理対策費は計上していないが、濁水処理対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員	延べ 人数	編成	昼夜別	交替要員の有無
白井市道 00-002 号線と 13-043 号線の交差点	1 名/箇所/日	85 名	1 名	昼間	無

配 置 場 所	交通誘導警備員	延べ 人数	編成	昼夜別	交替要員の有無
白井市道 00-002 号線と 13-017 号線の交差部	1 名/箇所/日	3 名	1 名	昼間	無

(5) 交通対策

- 1) 公道通行は一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。
- 2) 資機材及び建設発生土の搬出等により、車両が工事現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。
- 3) 市道の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 4) 通行止めを行う区間については、通行止め看板・迂回路看板・バリケード等を設置し十分な安全対策を行うものとする。なお、詳細な設置位置については監督職員の承認を得るものとする。

(6) 安全対策

夜間及び休業日において開口部を残す場合は、照明設備や覆工ネット等により転落防止措置を図るものとする。

4. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

5. 地下埋設物

工事の実施に際し、地下埋設部が確認された場合は、破損しないよう十分注意するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。

6. 工事用道路の基礎地盤支持力

本工事で工事用道路として使用する水田地盤の短期許容支持力は、20.06kN/m² を想定しているが、工事用道路造成前に施工に必要な支持力があることを確認するものとする。

支持力を確認するための室内試験等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 送電線

工事施工箇所を特別高圧送電線(500kV)及び鉄塔が隣接していることから感電事故防止に留意して施工計画を作成するものとし、安全対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

また、施工計画作成後の段階で送電線保守業者と「安全打合せ」を行うものとする。

8. 山際道路部の樹木の伐採・枝打ちについては当初設計では見込んでいないが、監督職員と協議のうえ範囲を確定するものとする。なお、伐採等に要する費用については実績により契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用道路等に使用する材料

工事用搬入路の隅切りや待避所、工事用道路の造成等に使用する材料は、2. に示す建設発生土受入地に仮置きされた山砂を流用するものとし、不足分は購入土とすることを考えている。

また、上記により造成した工事用道路等の撤去により発生した土砂は、耕地復旧等に使用したものを除き、建設発生土受入地に搬入するものとする。

(2) 現場搬入路

現場搬入路は、白井市道 13-043 号線及び白井市道 13-042 号線を使用することとしている。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

白井市道 00-002 号線から現場搬入路への進入は、東側からのみとする。

なお、利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。

(3) 工事用道路

受注者は、図面に基づき、工事用道路、作業ヤードなどを施工しなければならないが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、過年度工事により仮置きされ、本工事の工事用道路材として流用する土量、及び本工事により搬出する予定量は次のとおりである。

名称	搬出先	搬出時期	仮置き量	摘 要
			搬出量	
新小森用水機場 建設予定地	千葉県白井市平 塚字我妻地内	令和 8 年 11 月～ 令和 9 年 2 月	264 m ³	過年度工事の仮置きで本工事の工事用道路に流用する土量
			421 m ³	・本工事で工事用道路に使用し撤去後に搬出する土量 ・放土整地

2) 建設発生土搬出先の詳細は監督職員と打合せにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。

3) 既設の防草シートは再利用するとともに、不足する分は新規に設置するものとする。なお既設の防草シートが再利用できない場合は監督職員と協議する。

3. 水替工

本工事における水替工は、 $Q=0\sim 7\text{ m}^3/\text{hr}$ /箇所以下を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 土留工

図面に基づき鋼矢板土留工を施工するものとする。

打込み及び引抜きは、パイプロハンマーで計画しているが、地質その他施工条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

また、図面に示す土留工は、工事完了までに撤去しなければならない。

なお、鋼矢板については転用（1 回）することを考えている。

5. ドレーン工

本工事においては、周辺地下水が管体の埋設位置より高いことから、管体基礎及び埋戻をドライ状態で行うため、ドレーンを両サイドに設置し湧水対策を行うこととするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議することとする。

第 6 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事の工事用地の借地期間は以下のとおりとしている。

・ 進入路隅切り部 ・ 測点 配 2IP. 8 付近から配 2IP. 19 付近まで	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 10 日（予定）
---	--------------------------------------

- (1) 工事用地は、施工後に原形復旧することに留意し、使用しなければならない。
- (2) 工事用地内における残土等盛土高さは 1.5m 以内としなければならない。
- (3) 工事用地の使用方法については、あらかじめ施工計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 工事用地及び周辺民地に碎石やセメント改良土等の飛散等が生じないように対策を講じなければならない。
- (5) 農道及び農地の復旧に当たっては、改良土が農地に流れ出ないように留意するものとする。
- (6) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者及び発注者の確認を受けなければならない。

3. 着手前現地状況等の測定記録

下の項目について着手前に現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

- (1) 基盤・表土面標高（施工前・施工後）
- (2) 既施設等（既設用排水管、給水栓、畦畔、暗渠排水管、農道、用排水路）の位置

第 7 章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第 8 章 工事用材料

1. 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

- (1) ダクタイル鋳鉄管（異形管、短管及び接合部品）ALW 形 2 種 JDBA G1053 $\phi 700$ 、 $\phi 600$
- (2) ダクタイル鋳鉄管（異形管、短管及び接合部品）K 形 JDBA G3004 $\phi 700$ 、 $\phi 600$
- (3) 管基礎材 ソイルセメント（地盤改良工残土）
- (4) 地盤改良工固化材 セメント系固化材（高炉セメント B 種）
- (5) ポリエチレンスリーブ
- (6) ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド

2. 見本又は資料の提出

- (1) 主要材料及び下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料について監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
土木安定シート	カタログ、試験成績書
山砂	試験成績書
碎石類	試験成績書
埋設表示テープ	カタログ
防草シート	カタログ・試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

4. 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の推進に留意しなければならない。

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、施工位置図に示すものを使用しなければならない。なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確 認 内 容	確認時期	遠隔確認対象	備考
掘削	床付状況、基準高さ、地盤支持力（付帯構造物）	初期床付完了時		
	地質状況	地質変化時		
土木安定シート	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
仮設ヤード	長さ、幅	設置完了時点で1箇所		
工事用道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
敷 鉄 板	延長、幅、厚さ	設置完了時点で1箇所		
土留工	規格、間隔、延長、打設高さ	設置完了時点で1箇所、以降、構造変更毎に1箇所		
管水路基礎 （ソイルセメント基礎）	高さ、幅、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、断面変化毎に1箇所		
管水路 （ダクタイル鋳鉄管）	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔	初期施工段階で1箇所		
地盤改良工	改良深、位置・間隔、改良幅、固化工材添加量	初期施工段階で1箇所		

(3) 既設構造物に対する処置

本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。

(4) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

産業廃棄物区分	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
廃シート	(株)新東京開発	千葉県白井市名内字向山 315-4	8:00～ 18:00	中間

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 種	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 土 工

(1) 掘削及び床掘

1) 表土剥ぎ

本工事では、耕地の表土剥ぎは行わない計画としている。

2) 掘削及び床掘

①掘削土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土受入地に搬出しなければならない。

②過堀となった部分は、基礎材相当品以上で埋戻さなければならない。一層の仕上がり厚さが30 cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ 90 kg級又はタンパ 60～100 kg級により、締固め度 85%以上となるよう十分に締固めるものとする。

③掘削及び床掘に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

④法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められるときは、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

1) 埋戻材

本工事の埋戻し土は、地盤改良を行い掘削した現場発生土を利用することを想定している。

なお、事前に下記による試験を行い、監督職員に試験結果を報告するものとする。試験結果により現地発生土を埋戻に使用することが不適当と判断される場合は監督職員と協議するものとする。

試験項目

①土粒子の密度試験	1 試料	} 2 箇所（施工延長で 2 箇所）
②土の粒度試験	1 試料	
③土の締固試験	1 試料	
④現場密度試験（砂置換法）	5 箇所	
⑤土の含水量試験	5 試料	
⑥一軸圧縮試験	5 試料	

※①～③については、材料が変わった場合はその都度実施する。

※④～⑥については、ダブル配管のそれぞれの管底部、管側部とし、重複する中間部は 1 箇所（試料）とする。

2) 締固め方法

①管頂上 60 cmまでの埋戻は、一層の仕上り厚さが 30 cm程度となるように管の左右均等に人力でまき出し、管や構造物に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30 cmまでは振動コンパクタ又はタンパ）の機械により締固め度 85%以上となるように締固めなければならない。なお、機械による締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。

②管頂上 60 cm 以上及び構造物より 50 cm 以上の埋戻は、前項と同様のまき出しとし、締固め度 85% 以上となるよう締固めなければならない。なお、機械による転圧ができない箇所については、前記①のなお書きによるものとする。

5. 地盤改良工

- (1) 施工に当たっては、改良工事に関する技術と経験を有する技術者を現場に常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。なお、施工に先立ち作業計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。
- (2) 地盤改良工は、中層混合処理工法を計画しており中層混合処理工法はパワブレンダー工法（スラリー噴射方式）を想定している。
なお、この工法以外により改良を行う場合は監督職員と協議しなければならない。
- (3) 地盤改良範囲は土留工計画平面図及び地盤改良図に示す範囲で計画しているが、それにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
- (4) 本工事において、中層混合処理工法は、改良地盤が一体化になるよう連続施工を想定している。作業計画書の提出の際には確実に改良地盤が一体化になるよう計画し監督職員に提出するものとする。
- (5) 地盤改良工の使用材料、目標改良強度及び想定添加量等は次のとおりとしているが、配合試験結果等により変更する場合がある。なお、施工前及び施工後に現地において次の土質試験を行い、結果を監督職員に提出し承諾を得るものとする。なお、室内配合試験については当初設計では見込んでいないため、試験項目等を監督職員と協議のうえ決定するものとし、その他必要な試験等を含めて変更追加の対象とする。

施工場所	使用材料	目標改良強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m ²)	室内目標改良強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m ²)	想定添加量 (kg/m ³)	備考
用水路	セメント系固化材 (高炉セメント B 種)	250	625	130	

- (6) 配合試験の結果により、固化材添加量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 六価クロム溶出試験の結果により、六価クロムの対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- (8) 施工に際しては、トレンチャーの鉛直性、チェーン速度、チェーン累積移動距離、改良深度及び改良材スラリー供給量を記録し、作業日報と共に監督職員に提出するものとする。
- (9) 地盤改良土の盛り上がり量については、改良深の 14% を想定している。
- (10) 改良後掘削を行うため、目標改良強度を大幅に上回ることをしないよう留意すること。
- (11) 地盤改良用水は、現地排水路内の流水を使用することとしているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (12) 地盤改良前の一次掘削については考慮していないが必要となる場合は監督職員と協議すること。

6. 管体基礎工（ソイルセメント基礎工）

- (1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように石礫等を除去して平滑に仕上げなければならない。
- (2) 基礎材は、地盤改良部を掘削した発生土を使用するが、締固め後に一軸圧縮強度 200kN/m²～500kN/m²を確保できるか確認しなければならない。なお、事前に試験を行い改良材の再添加が必要となる場合は、監督職員と協議することとする。
- (3) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、締固め

度 85%以上となるよう締固めなければならない。なお、管側部の締固めは、コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。

- (4) 管外面を締固め機械で直接打撃してはならない。また、締固め機械又は基礎材で管外面に損傷を与えないよう十分留意して施工しなければならない。
- (5) 管頂 10cm までは異物を混入させないこと。
- (6) 地盤改良工の残土利用について、事前に締固め試験と転圧試験を実施し、適用の確認をしなければならない。

7. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

1) 管割図

施工に先立ち管割図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

2) 塗覆装

直管の内面は、JDPA T60 に基づきシリカエポキシ樹脂塗装及び、JIS A 5314 に基づきダクタイル鋳鉄管モルタルライニングをしなければならない。

3) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管用接合部品）による。

4) ゴム輪、押輪

ゴム輪、押輪、特殊押輪の形状、寸法、取付位置、取付方法については、カタログ、資料を提出し監督職員の承認を得なければならない。

5) 切管及び短管

①切管の長さは、1.0m以上とする。

②切管は、それぞれの管種に合わせた管端の処理をしなければならない。

③切管により残った管については、重量及び長さを測定のうえ共通仕様書 1-1-23 により工事現場発生材報告書を作成し監督職員に提出するものとする。なお、搬出先は第 5 章 2. に示す建設発生土受入地とし、詳細については別途指示する。

6) 布設接合

布設接合にあたっては、管製造会社の技術者による現地指導を受けるものとする。

7) 防食対策

本工事の土壌は腐食性土壌であることから、管路全体においてダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ等を用いた、防食対策をしなければならない。

(2) 埋設表示テープ

埋設管の位置を表示するため、管頂上 60cm 位置に埋設表示テープ（w=150 mm ダブル 黄色）を設置するものとする。

8. 復旧工

工事施工上必要な用地等の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 水田部

土木安定シートの撤去は、土木安定シートの取り残し、碎石、工事用道路材及び石礫等が耕土に混入しないよう人力にて撤去し、トラクター等で 2 回掛けの耕起を行うものとする。

また、法面部のエロージョン防止のため、法面の表面より 30 cm 及び畦畔は極力現況の土砂を使用するものとし、用土が不足する場合は礫等が混入していない粘質系の土にて仕上げるものとする。

なお、畦畔の撤去及び法面部の掘削で発生した土砂に礫等が混入している場合は、復旧の材料として使用することの可否について監督職員と協議するものとする。

さらに、耕地が圧密等により沈下した場合の補充土として、工事用道路で使用した山砂を想定しているが、復旧の詳細については、監督職員と協議するものとする。

(2) 法面部の復旧

法面部の復旧は、エロージョン防止のため表面から 30cm を粘性土で仕上げることにする。復旧法面の勾配は原形復旧とするが、勾配が急であり復旧後にエロージョンの発生が想定される箇所については、その対応について監督職員と協議するものとする。

(3) 道路復旧

進入路として使用する白井市道 13-042、13-043 については、敷き鉄板撤去後は不陸整正による原形復旧を考えているが、補足材等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 水路復旧

既設用水路及び既設排水路は現地発生材を再利用する。なお、再利用率は 100%を想定しているが、適切な撤去にも関わらず再利用が困難となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

土木工事の主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-12 に規定する 1 級又は 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣によりこれらと同等以上の資格を有する者と認定された者とする。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

3. 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

※事前溶出試験で土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、事後溶出試験を実施することを要しない。但し、火山灰質粘性土を改良する場合は、事後溶出試験結果にかかわらず、事後溶出試験を実施する。「配合設計の段階で実施する環境庁告示 46 号」

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計段階 検 体 数	施工前段階 検 体 数	施工後段階 検 体 数	備 考
仮設工	中層混合処理工法	3	1	1	合計 8 検体

※但し、1 試料当たり（配合設計段階のみ 2 固化材分）

4. 地盤改良

地盤改良の直接測定による出来形管理と撮影記録による施工管理は次のとおりとし、その他の施工管理項目等については監督職員と協議するものとする。

管理項目	管理内容	管理基準値	規格値	測定頻度
機械器具管理 1	パワーブレンダー 外観寸法検査	—	実測値	1 回/施工前
機械器具管理 2	チェーン速度管理	—	実測値	1 回/施工前
機械器具管理 3	ミキサー重量計量器 (ロードセル)	—	± 2 kg(100kg当たり)	1 回/施工前
機械器具管理 4	改良材スラリー流量	—	± 2 l/分	1 回/施工前
混合管理 1	改良位置	—	設計値	全区割り
混合管理 2	改良深度	—	設計値以上	全区割り
混合管理 3	羽根切り回数	—	トレンチャー側面の断面 積当たり 50 回/m ² 以上	全区割り
出来形管理 1	基準高	—	—	延長 40m 毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 2	改良厚	—	設計値以上	延長 40m 毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 3	改良幅	—	設計値以上	延長 40m 毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 4	改良延長	—	設計値以上	延長 40m 毎、又は 1 箇所/1000m ³
品質管理 1	六価クロム溶出量	—	0.05mg/l 以下	1 回/施工前
品質管理 2	モールドによる 改良強度の確認※ 1	—	本設利用の場合、3 本／ 個の試験供試体の試験結 果は設計基準強度の 85% 以上とする。 且つ、1 個の試験結果の 平均値が設計基準強度以 上とする。※ 3	1 回/1000m ³
品質管理 3	深さ方向の 品質管理※ 2 (ア)改良体の均一性 (イ)改良強度	—	①目視による確認 ②上記強度と同じ	1 回/1000m ³
材料管理 1	改良材スラリー量	—	設計値以上	全区割り
材料管理 2	改良材スラリー比重	—	設計値 ± 2 %	1 回以上/日
材料管理 3	改良材搬入量	—	—	毎日
材料管理 4	材料品質	—	JIS 規格又はメーカー管 理基準	1 回/月

※ 1、2 品質確認法：深さ方向の品質確認は、※ 1 の改良強度の品質確認を兼ねることが出来る。

※3 供試体は基礎として存置する部分から採取するものとする。

5. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。
ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

6. 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が 動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で 工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に関連する主な事項は次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 破碎の必要な転石の出現があった場合。
3. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合。
4. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要がある場合。
5. 現場発生土が埋戻及び盛土材料に使用できない場合。
6. 現場発生土の状況により管体基礎材料の変更が必要となった場合。また、管の種類等を変更する必要がある場合。
7. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。
8. 道路の復旧方法及び範囲で関係機関との協議により変更する場合。
9. 原形復旧の変更、追加の必要がある場合及び条件が著しく異なった場合。
10. 交通誘導警備員の変更が生じた場合。
11. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
12. 建設発生土受入れ地の位置及び処理方法に変更が生じた場合。
13. 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
14. 排水処理に伴い掘削する基床部断面を変更する必要がある場合。
15. 排水方法の変更が必要となった場合。
16. 沈下により耕地に補充土が必要となった場合。
17. 耕地復旧方法に変更が生じた場合。
18. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。
19. 水質調査が必要となった場合。
20. 異常出水により、適切な措置を講ずる必要がある場合。
21. 耕地の表土剥ぎの必要がある場合。
22. 関係機関又は第三者との協議により変更が生じた場合。
23. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
24. 設計諸元等条件変更に変更等が生じた場合。
25. 産業廃棄物処理の種類、数量等に変更が生じた場合。
26. 湧水の出現により排水処理等の対策が必要となった場合。
27. 仮設排水路が必要となった場合。
28. 既設構造物の発見により管水路の線形が変更となった場合。
29. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
30. 監督職員との協議により、管水路工の施工延長が変更となった場合。
31. 建設発生土の搬出計画に変更が生じた場合。
32. 伐採、刈払いが必要となった場合。
33. 地盤改良工の固化材及び添加量及び施工範囲に変更が生じた場合。
34. 管体基礎材の固化材再添加が必要となった場合。
35. 工事用道路等に流用する仮置き土の数量に異差があった場合。
36. 切管により残った管の搬出先が変更となった場合。
37. 第 3 章に示す工程制限の変更が必要となった場合。
38. その他精査により変更が生じた場合。
39. その他監督職員が必要と認めたもの。

第 13 章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

また、その他設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとし、その経費については別途協議のうえ設計変更時に計上するものとする。

第14章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額

の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-41に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
土砂	工事用道路材	成田地区
仮設材（敷鉄板）	L6000×W1500	白井市
鋼矢板 III型	L=7.5	白井市

5. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提

案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督職員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 設計コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 週休２日制の促進

(1) 本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

8. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \%$$

※ 補正係数：1.2

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

11. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
 - ケ サニタリーボックス
 - コ 鏡と手洗器
 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
 - ス 擬音装置（機能を含む）
 - セ 着替え台
 - ソ 臭気対策機能の多重化
 - タ 室内温度の調整が可能な設備
 - チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- 1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要なとなる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- （2）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）

を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労務者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている272日間よりも短い期間を設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕工期を含まないことに留意すること。

16. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。